

横浜市健康福祉局所管斎場、墓地等における
風水害、地震その他によるがけ崩れ災害等に係る応急措置等に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人横浜建設業協会（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他によるがけ崩れ災害等に係る応急措置等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、別表で定める横浜市健康福祉局健康安全部環境施設課（以下「健康福祉局環境施設課」という。）が所管する斎場、墓地等に地震、風水害、降雪その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、応急措置等（ブルーシート掛け、土砂の撤去、除雪等）に関し、甲が、乙の所属会員のうち横浜市内に本社を有する会員をもって組織される横浜建設業防災作業隊（以下「作業隊」という。）に要請する場合の手続等について定める。

（要請手続等）

第2条 甲から乙への要請手続は、健康福祉局環境施設課から行う。

2 作業隊の要請受付窓口は、対象施設が所在する区の防災作業隊方面班長とする。

3 双方の連絡先窓口として、甲は、毎年健康福祉局環境施設課の担当者名簿を乙に、乙は、作業隊員名簿を6月末日までに甲に通知するものとする。

また、年度途中において担当者名簿または作業隊員名簿に変更があった場合は、その都度相互に通知するものとする。

4 作業隊は、第1項による要請を受けた時は、必要な人員、機材等を整え、応急措置等を実施する。

5 要請を受けた防災作業隊方面班長は、必要な人員、機材等が整わない場合には、他区の防災作業隊方面班長に対して作業隊の派遣要請ができるものとする。

6 応急措置等の実施に伴い、本復旧工事が必要と思われる場合には、甲に報告するものとし、本復旧工事の実施は、この協定に含まないものとする。

7 作業隊は、区土木事務所等他の機関からの人命に関わる要請または緊急を要する要請があった場合については、他の機関からの要請を優先するものとする。

ただし、健康福祉局環境施設課からの要請が人命に関わる要請または緊急を要する要請である場合には、他機関からの要請と同等の取扱いとする。

（契約）

第3条 甲は、応急措置等を実施するにあたり、原則として事前に作業隊との間で横浜市契約事務委任規則による「緊急を要する契約の手続きについて（通知）：財契一第3613号平成24年3月30日」に基づき、随意契約による契約を締結するものとする。

（費用の支払い）

第4条 作業隊が実施した応急措置等に要した費用は、作業隊の請求に基づき、甲が作業隊に支払うものとする。

(応急資材の利用)

第5条 横浜市建築局と乙が締結している「風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する協定」に基づき保管している応急資材（ブルーシート、土のう袋、鉄筋棒）の使用について、甲は乙が補充をすることを条件に乙の使用を認めるものとする。

2 前項に定める応急資材の補充に係る費用については、第4条の規定による請求に含め、甲が負担するものとする。

(補償等)

第6条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）中応急措置従事者に係る補償の規定を適用とするとした場合の補償の額を限度として、補償を行うものとする。

2 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を執行するにあたり他人に損害を与えた場合（当該損失が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認められた時は、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害補償の責任の限度において賠償を行うものとする。

(疑義についての協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じた場合は、甲と乙の協議により、これを定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。

ただし、期間満了日3ヶ月前までに、甲乙いずれかからの申し出がないときは、この協定の有効期間は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

附則

1 この協定は、令和2年1月15日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年1月15日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
一般社団法人 横浜建設業協会
会長 山谷 朋彦



別表

施設名	住所
斎場	
久保山斎場	横浜市西区元久保町3番1号
南部斎場	横浜市金沢区みず木町1番地
北部斎場	横浜市緑区長津田町5125番地1
場	
戸塚斎場	横浜市戸塚区鳥が丘10番地の5
墓地	
三ツ沢墓地	横浜市神奈川区三ツ沢上町20番6号
久保山霊堂	横浜市西区元久保町1番1号
久保山墓地	横浜市西区元久保町3番24号
・	
根岸外国人墓地	横浜市中区仲尾台7番1号
納骨堂	
日野公園墓地	横浜市港南区日野中央1丁目13番1号
日野こもれび納骨堂	横浜市港南区日野中央1丁目13番2号
メモリアルグリーン	横浜市戸塚区俣野町1367番地1

